

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和7年度衛生薬業センター安全キャビネット及び
クリーンベンチ点検業務委託
- 2 契約の履行場所 佐賀県佐賀市八丁畷町1番20号
佐賀県衛生薬業センター
- 3 契約期間 令和7年 月 日から
令和8年 3月25日まで
- 4 契約金額 ￥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
- 5 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

委託者 住 所 佐賀市八丁畷町1番20号

氏 名 佐賀中部保健福祉事務所長 森 正典

受託者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙「令和7年度衛生薬業センター安全キャビネット及びクリーンベンチ保守点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(再委託等の禁止)

第2条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(成果報告書の提出)

第4条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受理したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の審査（以下「審査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第5条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書の提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞における遅延利息)

第6条 乙の債に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第8条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（損害賠償）

第9条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第10条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（費用の負担）

第11条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第12条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。